

令和 6 年度税制改正による制限

令和 6 年度の税制改正によって制限を受ける 2 つの制度を紹介します。

① 経営セーフティ共済再加入の制限【所得税・法人税】

制度の内容

中小企業倒産防止共済制度は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための共済制度です。

無担保・無保証人で掛金の最高 10 倍（上限 8,000 万円）まで借入れて、掛金は損金または必要経費に算入でき、40 か月以上の掛金納付月数があれば任意解約でも解約手当金（掛金の 100%）が支給されます。

加入資格

「資本金等の額」又は「従業員数」のいずれかに該当する中小企業者で引き続き 1 年以上事業を行っている方

業種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業・運送業その他	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下

掛金 月額 5,000 円から 200,000 円（前納や増額又は減額も可能）

解約と解約手当金

掛金を 12 か月分以上納付した方には掛金に対して以下の割合で解約手当金（任意解約の場合）が支給されます。

掛金納付月数	1 か月～11 か月	12 か月～23 か月	24 か月～29 か月	30 か月～35 か月	36 か月～39 か月	40 か月以上
割合	0%	80%	85%	90%	95%	100%

税務上の取扱い

掛金の支出額は損金又は必要経費に算入し、解約手当金の受給額は益金又は収入金額に算入する。

西山会計事務所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

【制限】

令和 6 年 10 月 1 日以後の共済契約の解除については、その解除の日から同日以後 2 年を経過する日までの間に支出する当該共済契約に係る掛金について損金算入できなくなりました。

任意解約後に再加入することを繰り返し課税の繰延時期を調整する行為を制限することが目的と考えられます。

② 住宅ローン減税の対象住宅の制限【所得税】**制度の内容**

個人が住宅ローン等を利用して、マイホームの新築、取得または増改築等をし、令和 4 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの間に自己の居住の用に供したときは、一定の要件の下、その取得等に係る住宅ローン等の年末残高(上限額あり)に控除率(0.7%)を乗じた金額を、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除(住宅借入金等特別控除)することができます。

区分	ローン残高(上限)	説明
認定長期優良住宅	4,500 万円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律
認定低炭素住宅	4,500 万円	都市の低炭素化の促進に関する法律
特定エネルギー消費性能向上住宅	3,500 万円	断熱等性能等級 5 以上及び一次エネルギー消費量等級 6 以上の家屋 (ZEH 水準省エネ住宅)
エネルギー消費性能向上住宅	3,000 万円	断熱等性能等級 4 以上及び一次エネルギー消費量等級 4 以上の家屋 (省エネ基準適合住宅)
上記以外	0 万円	住宅ローン減税の適用対象外

【制限】

2024 年 1 月以降に建築確認を受けた新築住宅について住宅ローン減税を受けるためには省エネ基準以上に適合する必要がある 「建設住宅性能評価書の写しなどを添付」する必要があります。

国は 2025 年 4 月に改正建築物省エネ法の施行を予定しており、すべての新築住宅は省エネ基準適合住宅になる予定で税制面から支援策と思われませんが、既存の古い住宅等は対象外となります。

西山会計事務所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>